

政令第二百八十一号

子ども・若者育成支援推進本部令

内閣は、子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第三十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（庶務）

第一条 子ども・若者育成支援推進本部（次条において「本部」という。）の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

（本部の運営）

第二条 前条に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、子ども・若者育成支援推進本部長が本部に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、子ども・若者育成支援推進法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

(インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議令の廃止)

2 インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議令(平成二十年政令第三百七十九号)は、廃止する。

(内閣府本府組織令の一部改正)

3 内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中コをエとし、エからフまでをノからコまでとし、同号ウ中「ム」を「ム及びウ」に改め、同号ウを同号エとし、同号ムの次に次のように加える。

ウ 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第八条第一項に規定する子ども・

若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関すること。